

(ポイント)

1. 親からの贈与については、暦年贈与と比較し相続時精算課税制度のほうが使いやすい。
2. 独立資金や事業資金の援助の方法によって、子への課税及び親への課税が異なる。
3. また、方法だけでなく、事業主体が個人か、法人かによっても、課税は異なる。
4. 親と子又は子の主宰する法人との取引には恣意性が入り易いため、その取引に当っては、第三者間の取引事例を参考にすることが必要である。
5. 取引にあたっては、第三者へ取引事実を証明するため、内容証明郵便や公証人役場で確定日付けを利用する等の方法を検討すべきである。

<はじめに>

相続を円滑に、かつ、税コストの軽減を図るために、親から子へ生前贈与などを用いて、資産を移転することがある。

その中で、子が事業を始める際の独立資金を親が援助する場合や、子が行っている事業へ資金や資産を提供する場合、贈与をはじめとしてどのような方法をとればよいか、税法の特例を含めて、そのポイントをまとめた。

1. 独立資金・事業資金等の贈与
(事業主体が個人の場合)

(1) 暦年贈与か相続時精算課税制度か

現在、贈与のしかたには110万円の基礎

控除が適用できる暦年贈与(基礎控除の残額に累進税率・最高50%)と、2500万円の基礎控除が適用できる(基礎控除の残額に20%の税率・相続時に精算)相続時精算課税制度があるが、子供の独立資金、事業資金等を親が援助する場合は、かなりの金額となることから、暦年贈与は贈与税が高額となってしまう、適用しにくいと思われる。相続時精算課税制度の主な要件は下記のとおりであるが、この制度においては、一度に多額の贈与(父母の両者から贈与を受ければ5000万円までは贈与時無税)を受けることができる。また、現金の贈与であれば、現時点で贈与を受けても相続時に相続しても金額的な差は生じない((2)ウ参照)ため適用しやすい。特に、子供に資金が必要な時にタイムリーに贈与できるという意味では、非常に使い勝手が良い制度である。

また、子が独立資金等を、銀行等からの借入りに頼る場合には利息の支払いも必要となり、事業開始当初、資金繰りが苦しい段階ではより負担が増加する。こういったことも贈与を受けることで避けられることになる。

(2) 相続時精算課税制度

相続時精算課税制度のポイントを整理すると次のようになる。(相法21の9)

ア、本制度は、65才以上の親から20才以上(年令は贈与年の1月1日で判定)の推定相続人である子(代襲相続人、養子も可)への贈与が対象となる。

イ、本制度での贈与税の計算において、生涯を通じて2500万円の基礎控除があり、これを超える場合にはその超えた金額について20%の税率で贈与税が課税される。

ウ、贈与時に受贈者が贈与税を支払い、相続時にはその贈与財産（贈与時の評価額であり、相続時の評価額ではない）と相続財産を合算して相続税を計算し、そこから贈与税を控除して相続税を計算する（相続時に精算する）制度である。

エ、受贈者は贈与者ごとにこの制度を適用するかどうか選択できるが、一度この制度を選択すると暦年贈与課税を適用することはできない。

オ、相続税の基礎控除以下の場合

贈与時の贈与者の財産の合計が相続税の基礎控除以下の場合、相続時精算課税を適用した贈与財産を相続財産に取り込んでも、結果として相続税が発生しない。

カ、相続税が発生する場合

相続時精算課税を適用すると、相続税の計算上、相続財産に加算される贈与財産の評価額は、贈与時の価額で固定される。

従って、将来評価額の上昇が見込まれる財産について贈与した場合は、贈与しない場合に比較し相続税の負担は減少し有利となる。

なお、現金を贈与した場合は、相続時には消費されている場合も予想されるので、相続税の精算のための納税資金を準備しておくべきであろう。

（３）貸付けによる場合

独立資金、事業資金を親から子に贈与するのに代えてそれらの資金を貸し付けることも考えられる。

ただ、親子間の金銭の貸し借りは、第三者との貸し借りと違ってどうしても「ある時払いの催促なし」となりがちである。このよう

な場合は、実質的には贈与となり贈与税の課税対象となる。しかし、下記のような状況を整え、子が借入金の返済を行えば贈与とはならない。

ア、金消費貸借契約書の作成

金消費貸借契約書を作成することにより、当事者間で贈与ではなく貸借であることを確認する。

イ、借入金の返済の事実の証明

借入金の返済を現金で行ってしまうと、返済の事実の証明がしにくくなる。仮に領収書を発行しても同様である。そのため、子が親の銀行口座に返済金の振り込み等を行い振込控を保存する等が必要である。また、子が振込んだ資金の原資（自己の銀行預金からの引出し等）を明確にする必要もある。

ウ、借入金の返済計画の可能性

借入金の返済計画が、子の収入から見て実行可能かどうかのチェックをする必要がある。収入に比較して返済金の割合が大きすぎる場合は、計画に無理があり、贈与と認定される場合も有り得る。

エ、金利について

金利については、原則的には銀行等の一般的な貸出し金利を基に決定する必要があるが、貸付の状況に応じ次のように考えられる。

ａ）親が銀行等から借入を行いその資金を子に貸し付ける場合

この場合は、親が借りている銀行の貸出し金利と同様な金利を契約上設定すべきである。仮に銀行の貸付金利に比較し、低い金利で子に資金を貸し付けた場合は、金利差について贈与となり課税の対象になると考えられる。これは、親が金利支払を行うことでその分、財産が減少していくため、課税上も弊害があ

と考えられるためである。

b) 親が自己資金を子に貸付ける場合

この場合は、上記 a) と違って親の財産は積極的に減少しないため、仮に金利が銀行等の貸付金利を下回ったとしても即、贈与税の課税が行われるとは考えにくい。目安としては、年間の本来負担すべき金利と実際支払額との差額が贈与税の基礎控除の範囲内かどうかといったところであろうか。

【参考：金利授受の課税関係】

a) 子が親と生計を一にする場合

子が親に金利を支払っていても、子の事業所得の計算上必要経費に算入されない。また、親が受取った金利は、親の所得の計算上なかったものとされる(所法56)。

b) 子が親と生計を一にしていない場合

子が親に支払った金利は、子の事業所得の計算上、必要経費になり、親は同額が雑所得の収入金額とされる。

(4) 不動産の贈与とそれを担保とする資金借入れ

親に現預金等が少なく不動産を所有しているような場合、その不動産の贈与を受けてそれを担保として子が銀行借入れを行うケースも考えられる。

(5) 親所有の不動産の使用貸借

子供が独立開業する場合、店舗、事務所等を借りるケースがほとんどと考えられるが、仮に親がテナントビル等を所有している場合、その一部を子が無償で借り受け、店舗、事務所等として利用することも可能である。本来であれば店舗等を賃借すればかかったであろう賃借料相当分を親から子供に贈与したとも

考えられなくもないが、実務上これらのことについては課税されていない。ただし、親が他者から賃借した物件を子が無償で借り受けた場合は、課税上弊害があるとして賃借料相当分が贈与税の課税対象になると考えられる。

【参考：賃借料を支払った場合】

子が親から店舗、事務所等に不動産を賃料を支払って借り受けた場合の所得税の計算及び相続税計算上の不動産の評価は次のとおりである。

a) 子が親と生計を一にする場合

子供が親に賃借料を支払っても、子の事業所得の計算上必要経費に算入されない。また、親が受け取った賃借料は、親の所得の計算上なかったものとされる。そして、子に賃貸している不動産に対する固定資産税、修繕費、減価償却費等は子の事業所得の計算上必要経費とされる。

b) 子が親と生計を一にしていない場合

子が親に支払った賃借料は、子の事業所得の計算上、必要経費になり、親は同額が不動産所得の収入金額とされる。

c) 相続税計算上の不動産の評価

・建物は貸家扱い...固定資産税評価額 ×

70%

・土地は貸家建付地扱い...自用地 × (1 - 借地権割合 × 借家権割合)

(注)使用貸借の場合は100%評価

(6) 親の購入不動産の使用貸借

親の購入不動産を子が借り受ける場合も基本的には(5)と同じであるが親の相続税の観点からは下記の点が異なる。

ア、親が現金で不動産を購入する場合

例えば、不動産を3億円で取得した場合、

親の財産は現金 3 億円減少するのに対し、増加する財産は、相続税の計算上は相続税の評価額（土地は路線価等、建物は固定資産税評価額）となり、計算すると実際の購入価額に比較してかなり低くなる。仮にその評価額が 2 億円であるとすれば 1 億円の課税される相続財産が減少することになる。

イ、親が借入金で不動産を購入する場合

借入金はそのまま相続税の計算を行う上では債務（マイナス財産）となる。また、購入した財産の評価は上記アで述べたように借入金の額に比較してかなり低くなり、相続税の減少の効果をもたらす。また、利息の支払も含めて考えればその分、課税対象となる相続財産が減少することになる。

なお、この場合の借入金の利息は、不動産が子への使用貸借であるから親の不動産所得の計算上、必要経費にはならない。

（ 7 ） 内部造作等の使用貸借

建物の内部造作を親が行い子に貸付ける場合については、3 と同じになる。

2 . 事業主体が法人の場合

子の事業主体を法人にする場合、親からの法人への資金援助は、出資によるケース、貸付けによるケース、親の担保提供により法人で借入れをするケースが考えられる。

（ 1 ） 出資による場合

親が子の主宰する法人に出資をした場合、出資（株式）が親の財産になる。

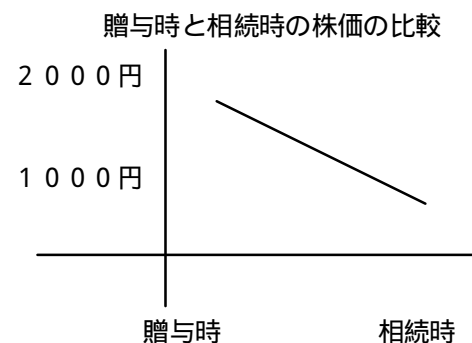
子へ承継する財産は、出資（株式）であり、その評価は、法人の規模、利益の状況、資産の状況により増減する。

出資（株式）を贈与する場合は、前記の相続時精算課税制度または暦年贈与課税制度のいずれかで移転することになる。

なお、相続税評価ベースで債務超過の会社であれば、株価は 0 となるため、相続税や贈与税の問題は発生しない。

出資（株式）の贈与に際して、相続時精算課税制度の適用を受ける場合の注意点は、相続時の株価が贈与時の株価より下落していても、相続税の計算では贈与時の株価で計算されることである。

次のように贈与時の株価が 1 株当たり 2 0 0 0 円で相続時精算課税の適用を受けた場合、相続時の株価が 2 分の 1 の 1 0 0 0 円であっても、相続税の計算では 2 0 0 0 円が課税財産になる。



（ 2 ） 貸付けによる場合

親が子の法人に対し事業資金を貸し付ける場合、親から子へ承継する財産は貸付金（債権）となる。

貸付金の評価は、原則として、元本に課税時期の利息を加算した金額となるが、課税時期に回収不能と見込まれる部分は評価対象にならない。

ア、イにおいては、子の主宰する法人の利益状況、資産状況に問題があるため、回収が困難であるという前提で、贈与を受ける手法を、ウにおいては返済原資を準備する手法を

想定した。

ア、貸付金の放棄を受ける場合

『貸付金の贈与』は、親が子の法人に対し債権放棄をすることになり、その事実を明確にするためには、内容証明郵便を活用することが必要である。

債務免除を受けた法人は、その金額相当の益金が発生するが、税法上の繰越欠損金の範囲内であれば法人税は発生しない（留保金課税には注意が必要である）。

債務免除時の処理

$$(\text{親からの借入金}) \times \times (\text{債務免除益}) \times \times$$

法人税の課税対象

債務免除を受けた際の注意点として、法人税のほか、債権放棄をした親から子の法人の株主に対する贈与税に注意する必要がある。

債務免除を受けた場合、債務免除後の株価が債務免除前の株価より上昇すると、債務免除をした人から株主へ、増加した株価相当の贈与があったものとして、贈与税が発生する。

なお、次のように債務免除前も債務免除後も株価が0の場合は、贈与税は発生しない。

なお、この法人の税務上の繰越欠損金は3億円とする。

《債務免除前》

資産の部 3億円 (時価ベース)	負債の部 その他 4億円
純資産価額 3億円	親からの借入金 2億円

相続税評価額 0円



《債務免除後》

資産の部 3億円 (時価ベース)	負債の部 4億円
純資産価額 1億円	

相続税評価額 0円

イ、債務の株式化（DES）を併用する場合
親からの借入金が、税務上の繰越欠損金を超えるため、債務免除を受けた際に法人税の発生するような場合、債務の株式化（DES）を活用することが考えられる。

なお、この法人の税務上の繰越欠損金は0.2億円とする。

《債務免除前》

資産の部 0.8億円 (時価ベース)	負債の部 その他 1億円
	親からの借入金 0.5億円

相続税評価額 0円



税務上の繰越欠損金の範囲内で親より債務免除を受ける。

《債務免除後》

資産の部 0.8億円 (時価ベース)	負債の部 その他 1億円
	親からの借入金 0.3億円

その後、親は貸付金の残額を現物出資し、子の主宰する法人の株主になる。

親からの借入金を株式化した際、時価ベースでの株価が、DES前とDES後で0のままであれば、贈与税の課税関係は発生しない。

ウ、借入金の返済原資の準備

法人の利益状況がよい場合、借入金の返済原資として、資産価値のある生命保険の活用が考えられる。

a) 定期保険の場合

定期保険は、一定期間の保障を得るための掛捨て保険であるが、保険期間の非常に長い保険もあるため解約返戻率も高く、終身保険としての性格を持つ商品も多くある。

そのため、保険の性格に応じて、支払保険料の全額を損金に算入できるもの、2分の1を損金算入できるもの等、損金算入できる金額が異なる。

全額損金算入できる場合

・ 保険料支払時

$(\text{支払保険料}) \times \times (\text{現金預金}) \times \times$

・ 借入金返済時

$(\text{現金預金}) \times \times (\text{雑収入}) \times \times$

$(\text{親からの借入金}) \times \times (\text{現金預金}) \times \times$

この場合は、解約返戻金の全額が法人税の課税対象になるため、借入金を返済する際の税負担が大きくなる。

b) 終身保険の場合

終身保険を活用する場合、高率の解約返戻金が保証される。

法人が契約者となる場合、保険金受取人が法人であれば、支払保険料は、全額が資産計上になる。

・ 保険料支払時

$(\text{保険積立金}) \times \times (\text{現金預金}) \times \times$

保険事故が発生した場合又は保険を解約する場合、運用益相当が法人税の課税対象になる。

このため、全額損金に算入することのできる保険よりは、借入金を返済する際の課税対象が減少する。

・ 借入金返済時

$(\text{現金預金}) \times \times (\text{保険積立金}) \times \times$

$(\text{雑収入}) \times \times$

$(\text{親からの借入金}) \times \times (\text{現金預金}) \times \times$

(3) 担保提供による場合

親が担保提供して、又は親の保証により、子の主宰する法人が金融機関より融資を受けて事業資金とするケースでは、保証の取扱いが問題となる。

ア、保証期間中の取扱い

保証料は、担保提供者である親の所得税では雑所得に計上されるが、その料率算定は、民間の保証会社の保証料率によらず、信用保証協会による保証料の算出基準による金額を上限とするのが妥当であるという事例がある（宮崎地裁平成12年11月27日判決）。

イ、保証が履行された場合の取扱い

金融機関が親所有の不動産に抵当権を設定し、これを担保に融資をしている場合、その保証債務の履行に伴い、親所有の不動産を譲渡することによって、子の主宰する法人の債務の代位弁済をすることがある。

この譲渡について、一定の要件を満たす場合は、保証債務の履行に充てられた金額について、譲渡所得は発生しない。

<おわりに>

資産の移転については、子が個人事業者の

場合と法人経営者の場合とに分かれ、各々贈与をはじめとして幾つかの手法がありその効果も異なる。要は、親と子の状況、目的等に応じた最適な方法を選択すべきである。